

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

敦賀市長 米澤 光治

市町村名 (市町村コード)	敦賀市 (182028)
地域名 (地域内農業集落名)	粟野地区 (櫛林、関、野坂、長谷、砂流、御名、山、公文名、和久野、野神、市野々、緑ヶ丘)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月30日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

担い手に集積・集約化する
耕作放棄地を解消する

(2) 地域における農業の将来の在り方

・遅植えによる品質向上と、環境に配慮した農業による付加価値づくりを進め、おいしくて安心な福井米を生産する。
・中山間地で作付が行われている水稻について、ブランド化を行い、付加価値をつけて生産・販売を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	183 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	183 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。その周辺の農地については、必要に応じて農業上の利用が行われる区域に含めることを検討していく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
実質化された人・農地プランの担い手を中心に農地集積を進める。 地区内の担い手に限らず、地区外の担い手への委託も検討していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地バンクへの貸付けを進め、「農業を担う者」による農地利用を検討する。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手及び地域のニーズを踏まえ、段階的に基盤整備を実施していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
人材の確保等に取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシやシカの被害が拡大しないよう防止柵を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。
- ②地域の農産物を有機農業への切り替えを段階的に進めるため、管理協定の締結を進める。
- ③スマート農業機械を導入し、省力化に取り組む。
- ④畑作物が連続して作付けられている水田は、畑地化を進める。
- ⑦農道、農業用排水路等の農業施設の維持管理活動を集落の農業者と農地所有者が協力して行う。
- ⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮し、出荷・調製施設など農業用施設の集約化を進める。
- ⑨飼料作物は、地域内の畜産農家に供給しつつ、家畜排せつ由来堆肥は地域内の生産者に供給する仕組みを構築する。